

『Aない声かけ運動！プラス』実施要綱

栃木労働局

1 趣旨

栃木県における令和3年の休業4日以上の労働災害は2,312人(前年より315人、15.8%増)と急増し、4年連続で増加しました。労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いておりますが、2,000人を超えたのは平成20年(2,035人)以来で、平成10年(2,260人)の水準となりました。

労働災害の減少が停滞している要因として、転倒や動作の反動(腰痛等)といった、行動に起因する災害(以下「行動災害」という。)の増加や高齢労働者の災害の増加が考えられます。また、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれなどの在来型災害においても、機械や設備といった働く環境における危険を取り除く取組が進む一方で、安全の作業手順等を省略するなどの不安全行動に起因した災害も依然として発生しており、これも要因の一つといえます。

このため、労働災害を減らすためには行動災害を減らしていく必要がありますが、行動災害の起因となる行動(以下「あぶない行動」という。)は、集中力を欠いた作業による間違った動作や手順をとっさに直そうと手を出すなどの“あわてる”動作、気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち、このくらいなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識が原因といえます。

そこで、栃木労働局においては、栃木県内で働く一人一人が安全意識をより一層高め、頭文字が「A(あ)」で始まる“あわてる”“あせる”“あなどる”“あぶない行動”を「しない・させない」ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』を実施することとしました。

2 実施期間

本期間：令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
(準備期間：令和4年5月9日から令和4年5月31日まで)

3 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

4 実施事項

〈準備期間中の実施事項〉

- 本運動を積極的に実施する旨の方針を表明する。
- 事業場や職場などの単位で課題を決める。
- 「声掛け運動」に積極的に取り組むことができるよう必要な環境整備を行う。

〈本期間中の実施事項〉

- 働く一人一人が同僚等の安全を気遣うという意識で積極的に声をかけあう。
- 職場パトロール等の機会を活用して、「声かけ」の取組状況を確認して必要な助言指導を行う。作業員が声をかけあい、安全行動に取り組んでいることを確認したときには、「褒める」、「労をねぎらう」などの声かけを積極的に行う。

〈声かけのタイミング〉

- 作業が不慣れなため戸惑いながら作業を行っているとき
- 作業手順を守らずに作業を行っているとき
- 一点に集中し、まわりを見ずに行動しているとき
- 注意力が散漫になっているとき
- 忙しさのあまり、あわてて(焦って)作業を行っているとき